

臓器移植に係る厚生労働省の取組等

1. 普及啓発等の推進

○ 厚生労働省では、一人一人が臓器を「提供する」、「提供しない」にかかわらず、意思表示をしていただくような普及啓発を進めることが重要との観点から、臓器提供に関する意思表示を促進するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）とともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料の配布や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。

(1) 市区町村役場の窓口、保健所、公共職業安定所、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に、臓器移植に関する知識や臓器提供に関する意思表示欄への記入方法等が記載されたリーフレット等を配置

(2) 医療保険の資格確認書、運転免許証及びマイナンバーカード（個人番号カード）に、臓器提供に関する意思表示欄が設けられており、その交付の際、保険医療関係機関、運転免許試験場（センター）、警察署、市区町村等の協力を得て、リーフレットの配布やポスターを掲示する等の方法により、意思表示欄への記載方法を周知

また、運転免許証の更新時講習等において、案内映像を放映し、臓器提供に関する意思表示欄を周知

(3) 臓器移植に関する理解を深めるために、中学3年生向けに教育用普及啓発パンフレットを約109万部作成し、全国の中学校（約10,500校）等に配布するとともに、授業で移植医療を取り上げていただく上で参考となる教育者向けセミナーの開催や、移植を受けた方などを派遣し体験談をお話しいただく出前授業等を実施

(4) SNS、インターネット、広報誌等を活用した普及啓発の実施

○ 毎年10月を「臓器移植普及推進月間」とし、「グリーンリボンキャンペーン」として、JOT等の関連団体による全国各地の著名なランドマークや建物を臓器移植のシンボルカラーであるグリーンにライトアップする取組の実施や臓器移植推進国民大会の開催等により、多くの人に臓器移植について理解していただくための普及啓発も行っている。

2. 厚生労働大臣感謝状の贈呈

○ 臓器を提供された方に対しては、その崇高な心を称え、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

3. 臓器提供施設

○ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づく脳死した者の身体からの臓器提供を行う臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、下記(1)から(3)までの条

件を全て満たしている施設に限定している。令和8年3月31日現在、下記の(3)アからオまでに該当する施設のうち、臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設は465施設(452施設)、さらに18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設は332施設(322施設)となっている。

- (1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。
- (2) 適正な脳死判定を行う体制があること。
- (3) 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア 大学附属病院

イ 日本救急医学会の指導医指定施設

ウ 日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設

エ 救命救急センターとして認定された施設

オ 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

(注1) 臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設及び18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設の数は、厚生労働省の照会に対する各臓器提供施設からの回答による。

(注2) 括弧内は令和6年度実績であり、以下個別に記載がある場合を除き同じ。

(注3) 令和8年3月31日現在、上記(3)アからオまでに該当する臓器提供施設は922施設(934施設)となっている。

- 臓器提供者の意思が十分に生かされるためには、臓器提供施設の体制整備や地域の医療機関間の連携体制の構築等が重要である。より多くの施設において脳死下での臓器提供体制を整えることができるよう、診療報酬上の評価に加え、臓器提供施設連携体制構築事業(地域における医療機関間の連携等)を通じて、臓器提供の経験が豊富な医療機関(以下「拠点施設」という。)が、臓器提供の経験が少ない医療機関等に対して行う教育や人材派遣等の支援等に取り組んでいる。当該事業において認定された拠点施設は、令和元年度は8施設、令和2年度は10施設、令和3年度は12施設、令和4年度は14施設、令和5年度は17施設、令和6年度は25施設、令和7年度は31施設、令和8年度は28施設となっている。

(注) 臓器提供施設連携体制構築事業において、臓器提供の経験が豊富な医療機関の経験の共有の支援のほか、医療機関が患者の臓器提供意思表示の有無を把握する取組、臓器提供が行われる可能性がある事例に関し、関係者内の早期かつ漏れのない情報共有を促す取組等を推進している。

4. 臓器あっせん機関

- 令和8年1月30日付で一般社団法人中部日本臓器提供支援協会(以下「CODA」という。)が眼球を除く臓器のあっせん業を行うことを許可した。
- 令和8年3月31日現在、心臓、肺、肝臓、腎臓、^{すい}膵臓及び小腸のあっせんは2機関(JOT及びCODA)、眼球のあっせんは54機関となっている。

5. 移植実施施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植を行う移植実施施設については、令和8年3月31日現在、心臓移植12施設(12施設)、肺移植12施設(11施設)、肝臓移植23施設(23施設)、膵臓移植19施設(19施設)、腎臓移植123施設(125施設)、小腸移植13施設

設（13施設）となっている。

（注1）JOTが集計したものである。

（注2）心臓移植の移植実施施設のうち6施設は患者が11歳未満の場合も対応可能、肝臓移植の移植実施施設のうち1施設は患者が18歳未満の場合又は当該施設において18歳未満で移植希望登録をした場合のみ対応可能である。

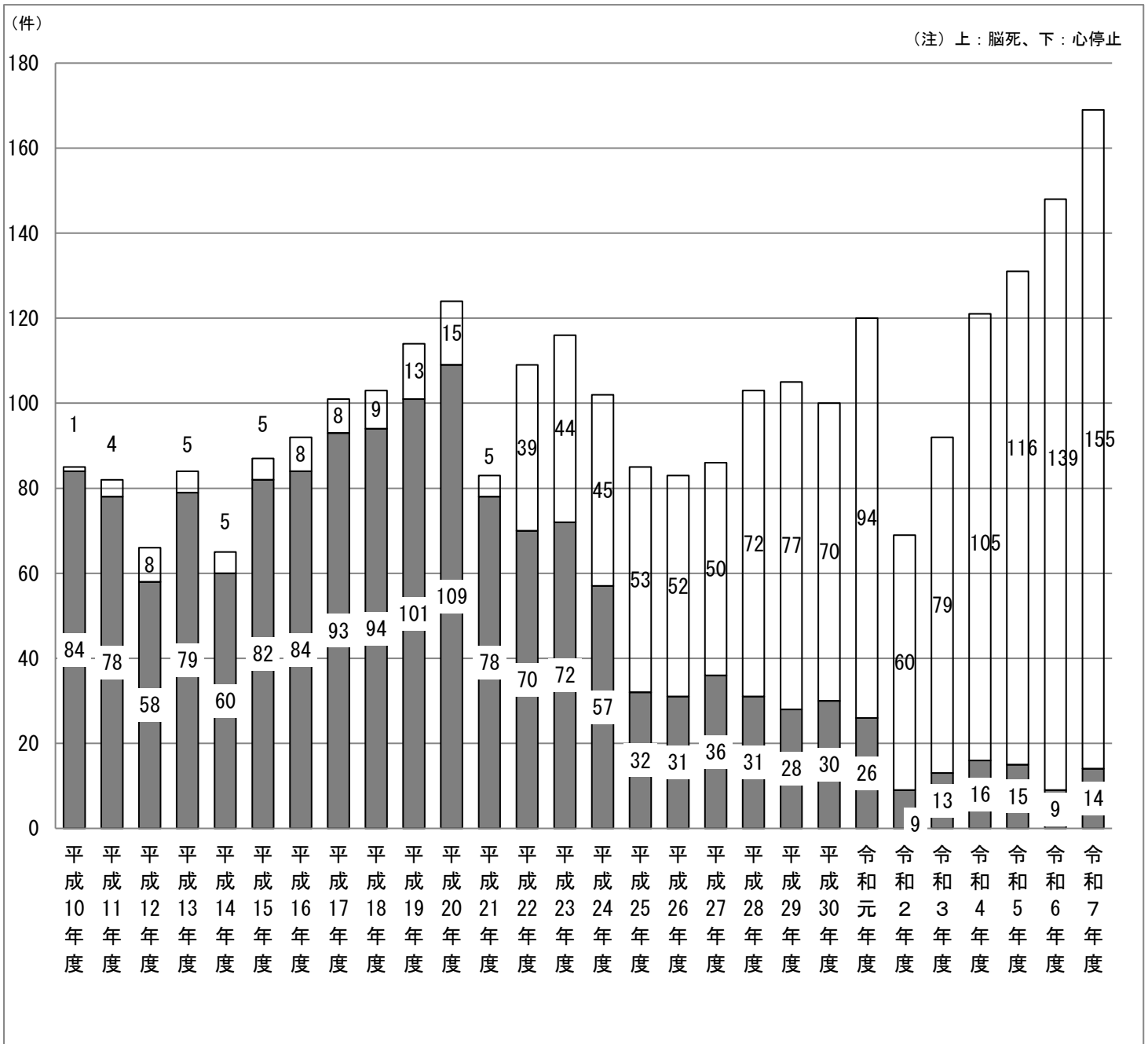
（注3）心肺同時移植実施可能施設は3施設、肝腎同時移植実施可能施設は23施設、膵腎同時移植実施可能施設は19施設、肝小腸同時移植実施可能施設は12施設である。

6. 今後の臓器移植医療のあり方について

- 今後の更なる臓器提供者数の増加に対応していくため、令和6年12月5日の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設が十分に機能するように、それぞれの課題に対する対応方針が取りまとめられた。
- 対応方針を踏まえて、臓器提供施設の体制整備や連携強化を更に推進するとともに、これまでJOTのみが担っていた眼球を除く臓器のあっせんについて、複数の機関が行えるようにすることや、移植希望者（レシピエント）が医療機関側の都合によらず移植を受ける機会が確保されるように、移植実施施設を複数登録できる仕組みの整備など、臓器移植体制の見直しに係る取組を進めている。
- また、あっせんされた臓器が臓器移植を必要とする患者に適切に移植されるようにするため、令和8年5月27日の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、移植実施施設における課題解決に向けた取組について取りまとめられた。今後、当該取りまとめを踏まえ、多数・多臓器の移植を実施している施設の体制整備を推進していく予定である。

7. 臓器移植の状況の推移等

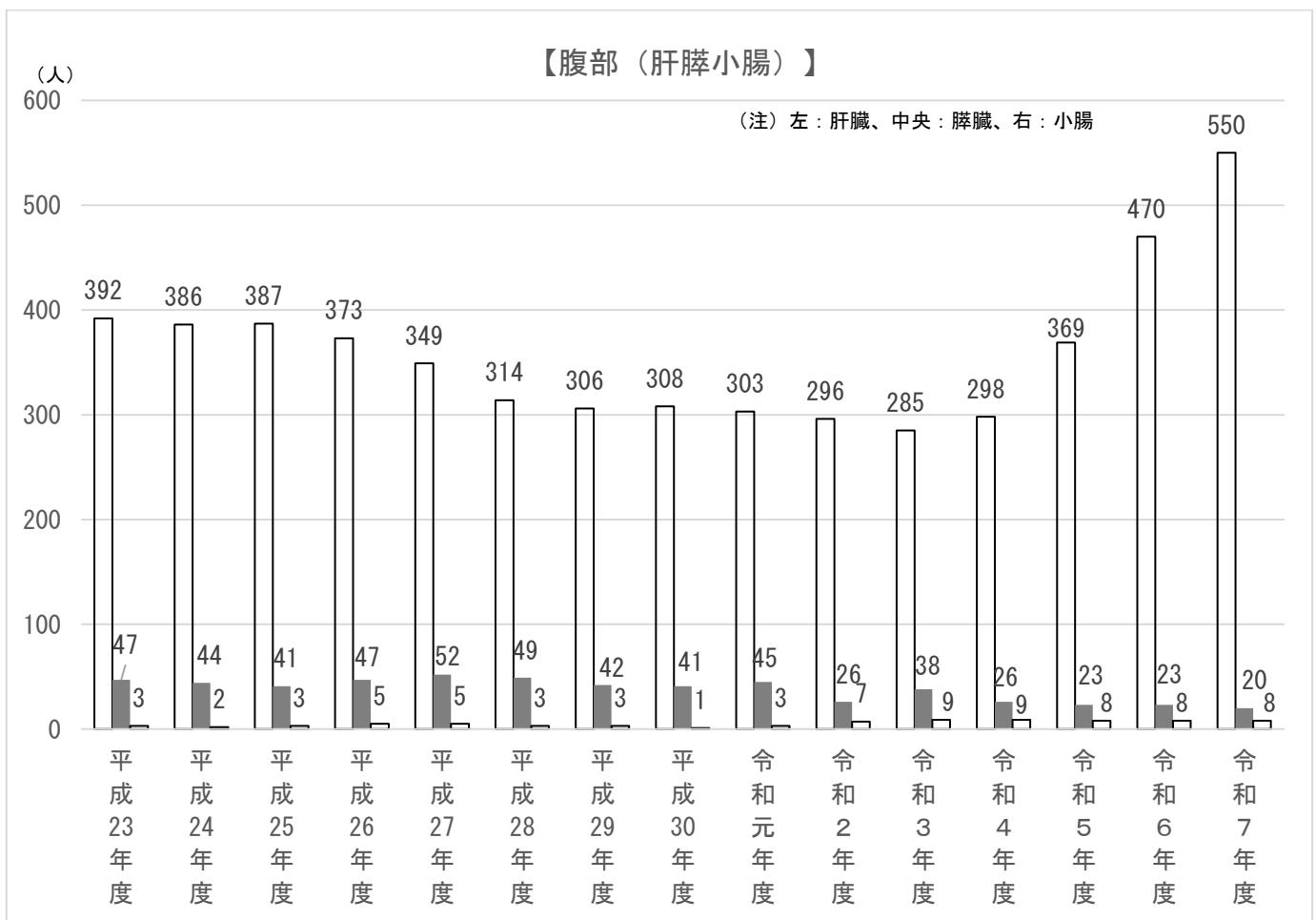
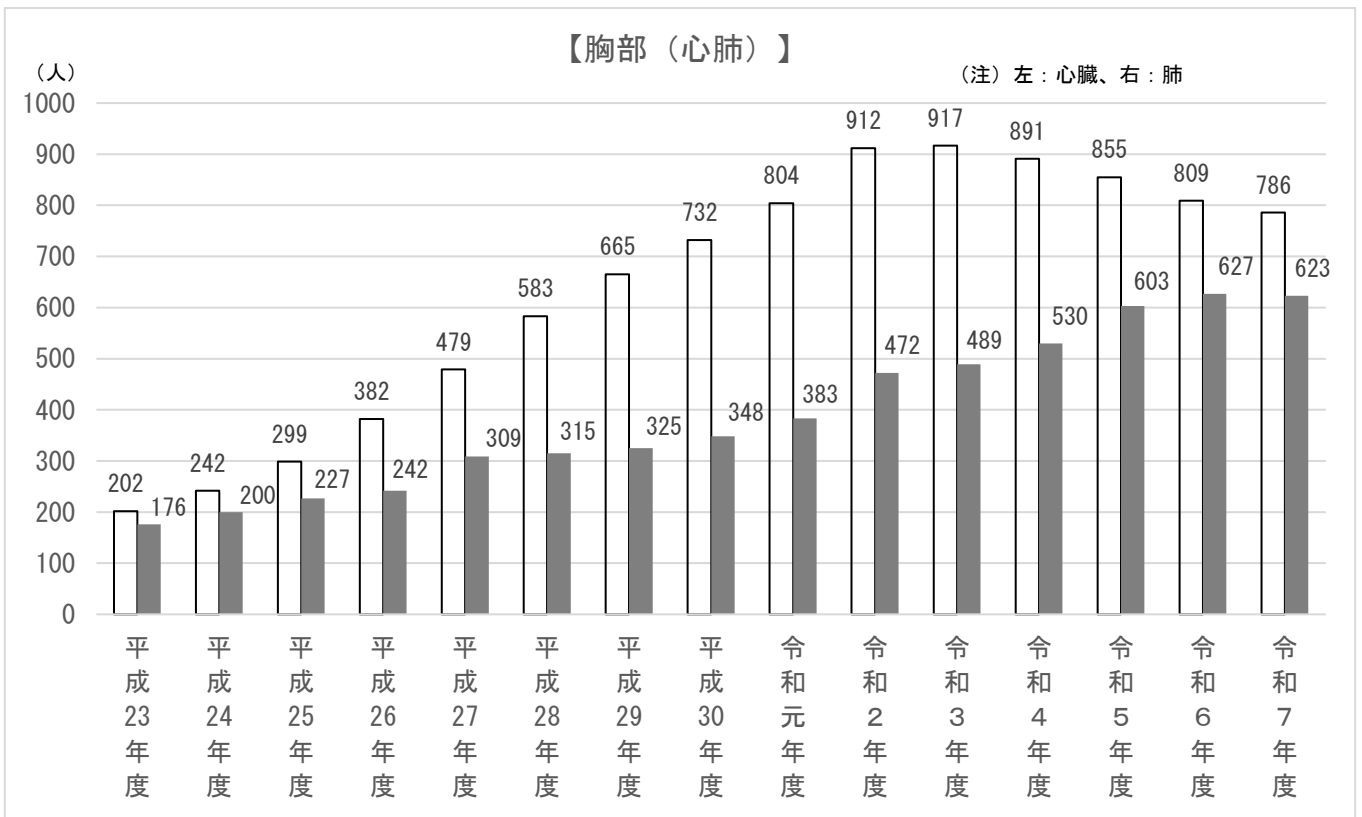
① 臓器提供の件数の推移

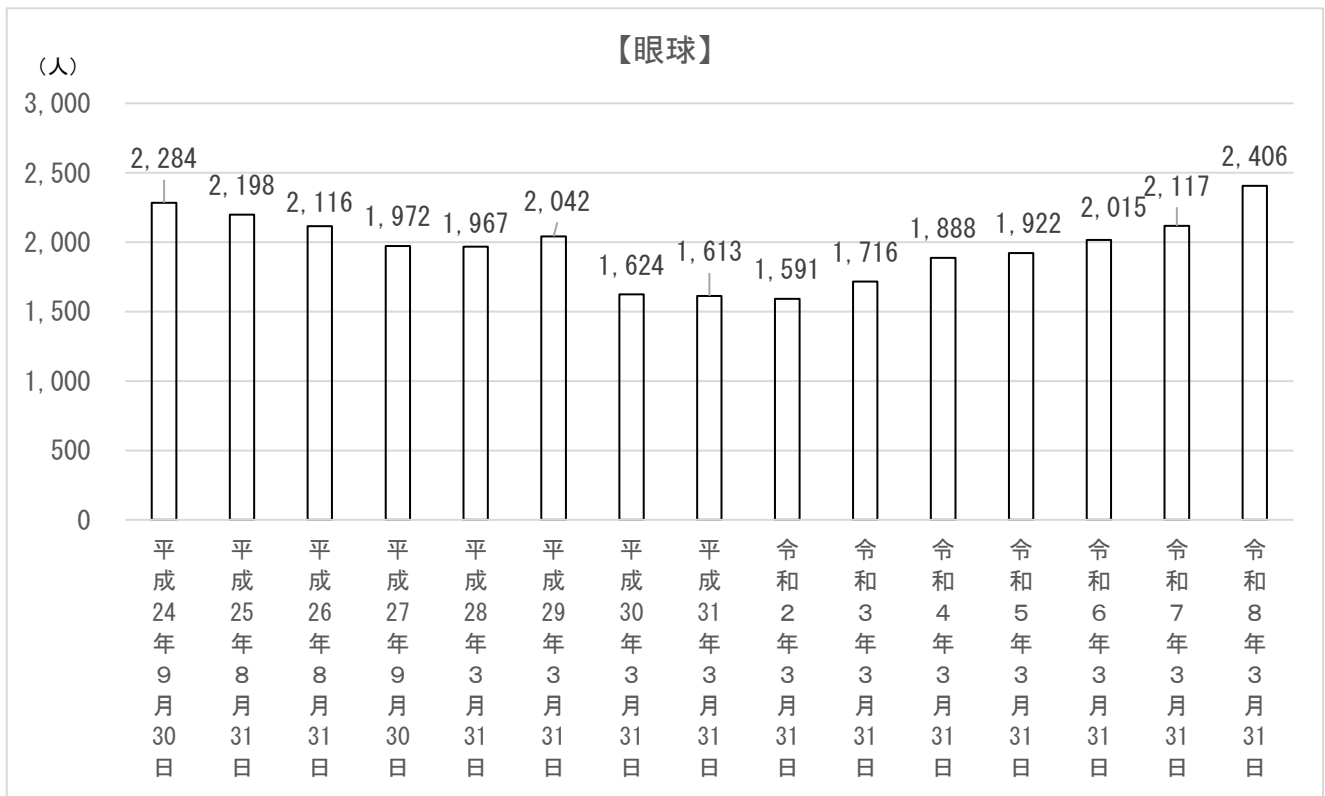
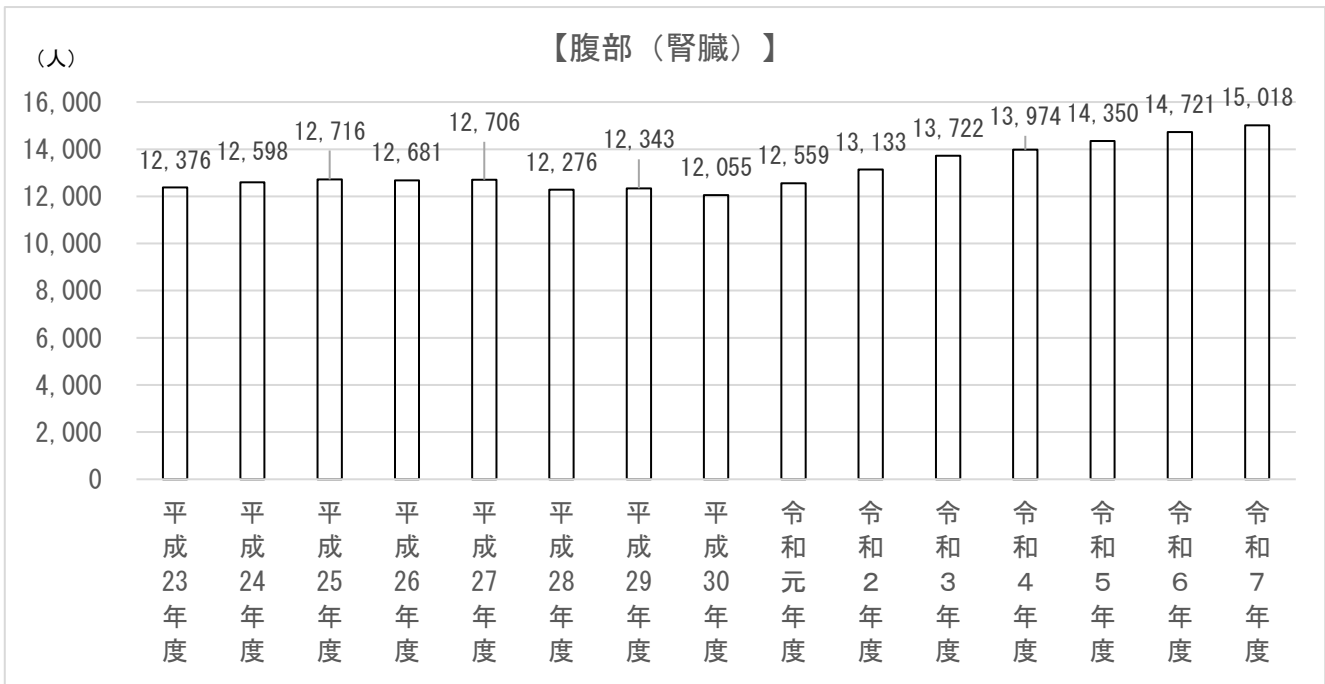


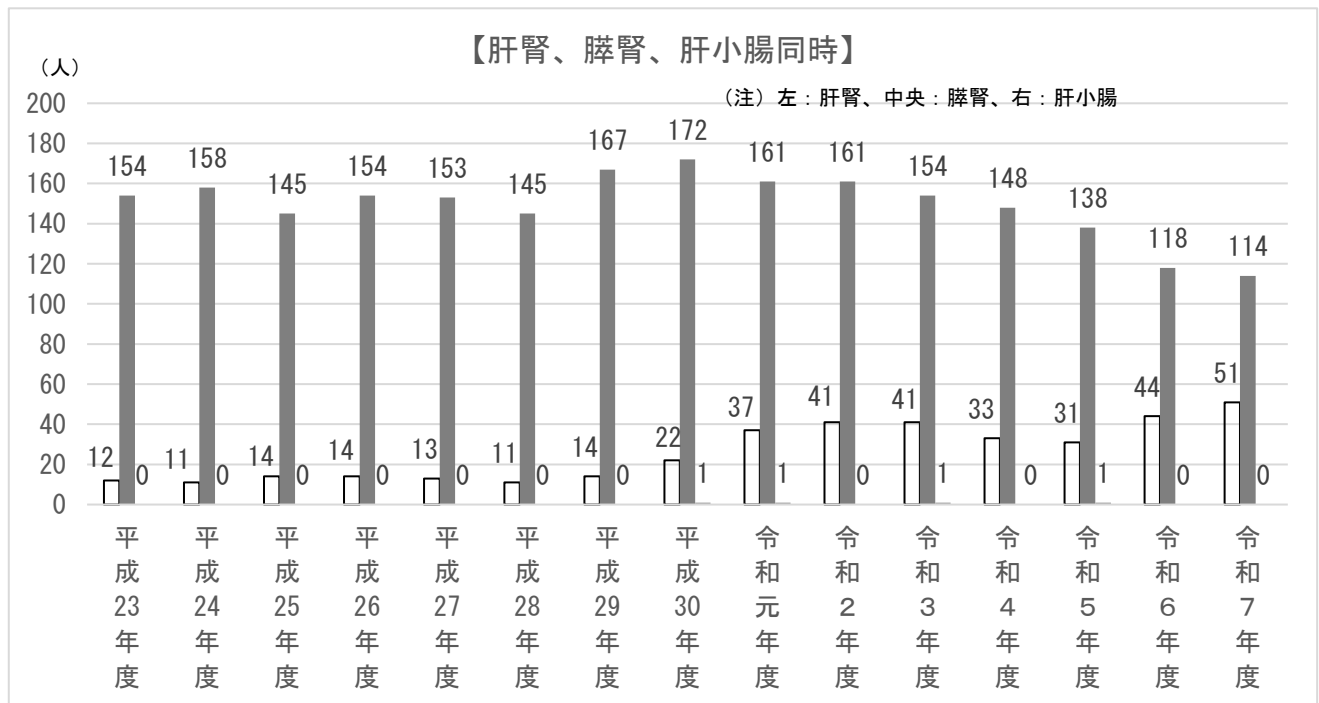
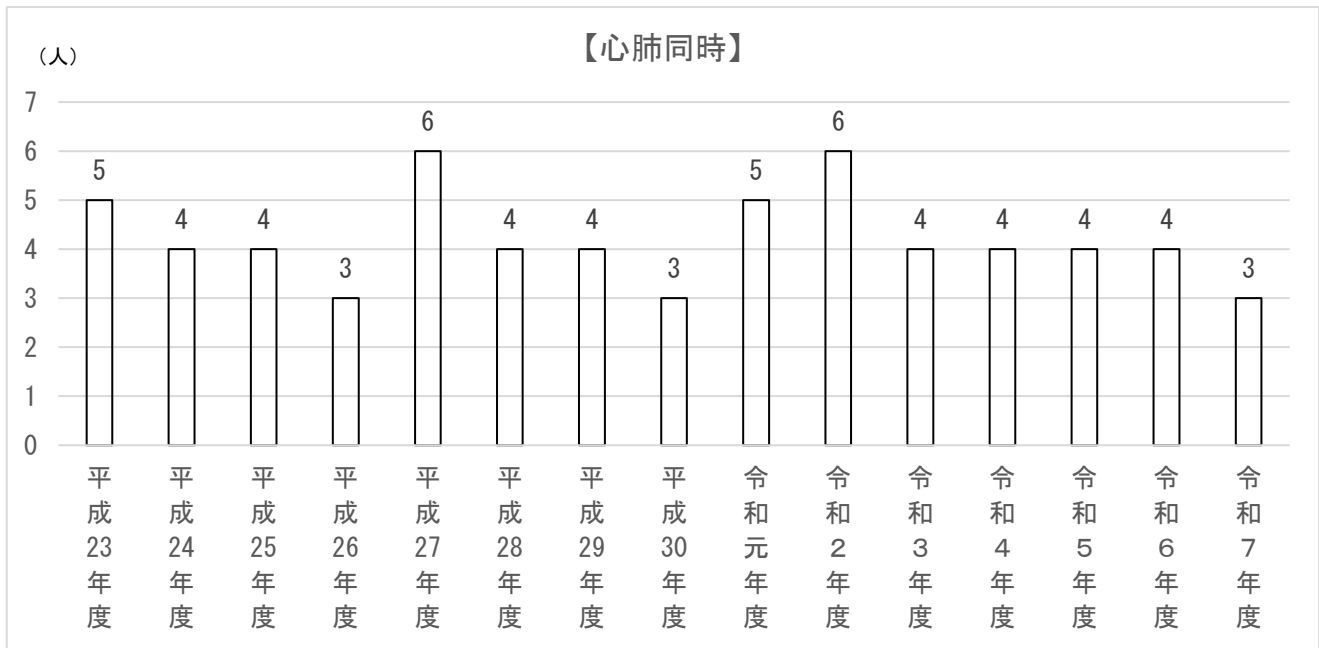
(注1) 平成22年7月17日に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)が全面施行されたが、同日から令和7年3月31日までの間に、臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供は、合計で1,250名(平成22年7月17日から令和7年3月31日までの提供は1,095名)となっている。このうち、改正法により新たに可能となった、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づく提供は997名(平成22年7月17日から令和7年3月31日までの提供は871名)である。また、脳死した18歳未満の者の身体からの臓器提供は136名(平成22年7月17日から令和7年3月31日までの提供は119名)、そのうち15歳未満の小児の身体からの臓器提供は108名(平成22年7月17日から令和7年3月31日までの提供は94名)となっている。

(注2) JOTが集計したものである。

② 移植希望登録者数の推移

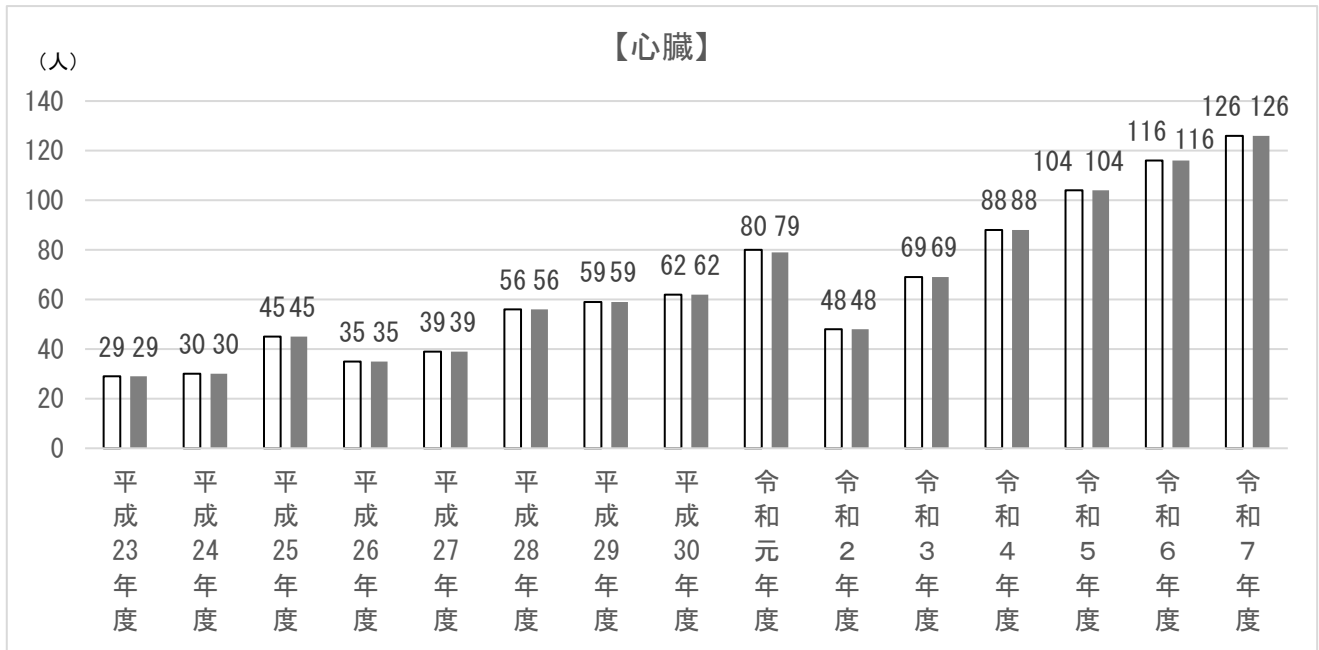




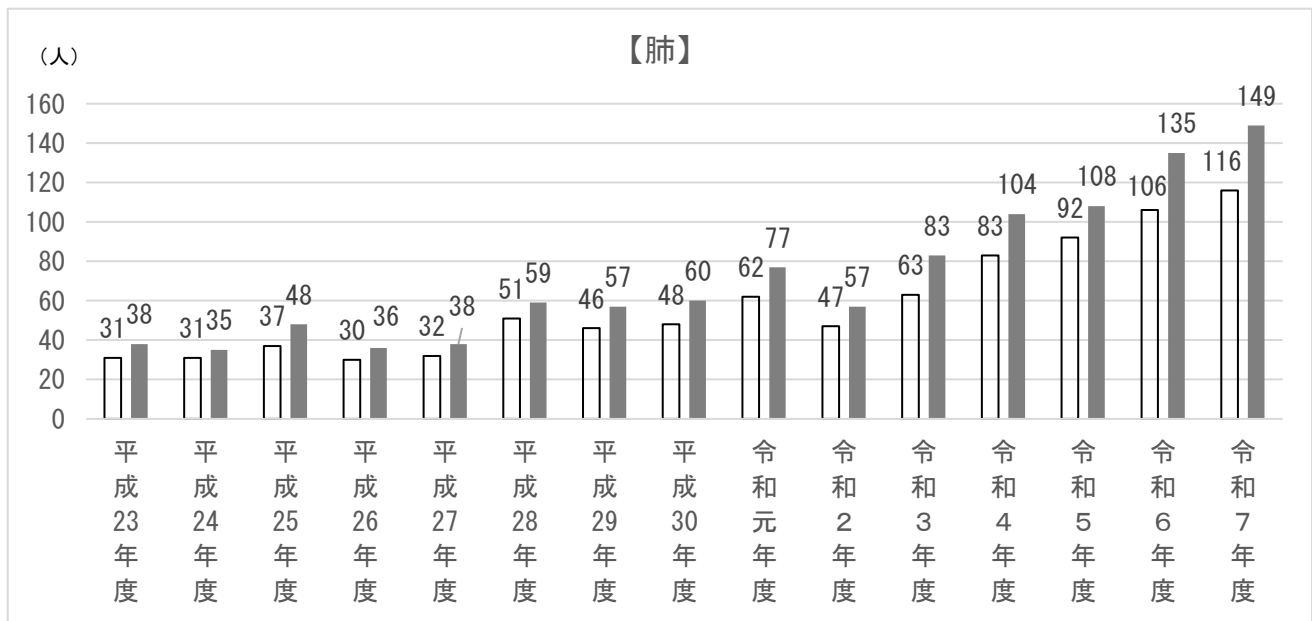


(注) 眼球以外はJOTが、眼球は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。各臓器の移植希望登録者数には複数臓器の同時移植希望者数は含まない。眼球以外は各年度末時点の臓器移植希望者数。

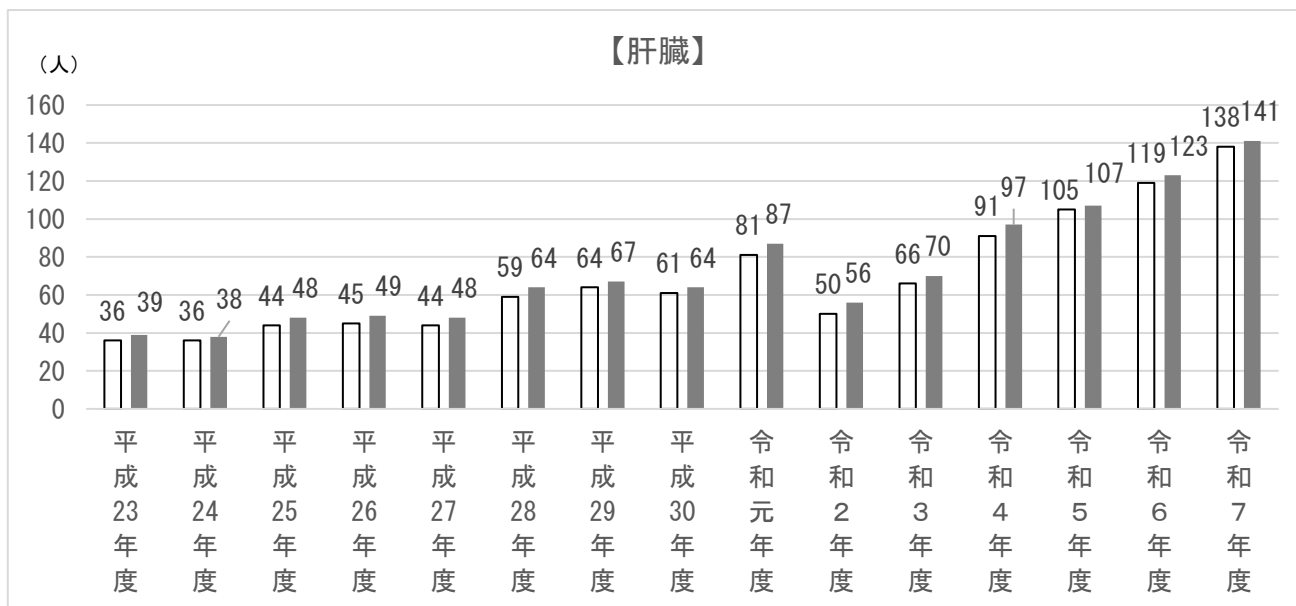
③ 臓器提供者数及び移植実施数の推移 (いずれも各年度における左のグラフが臓器提供者数、右が移植実施数)



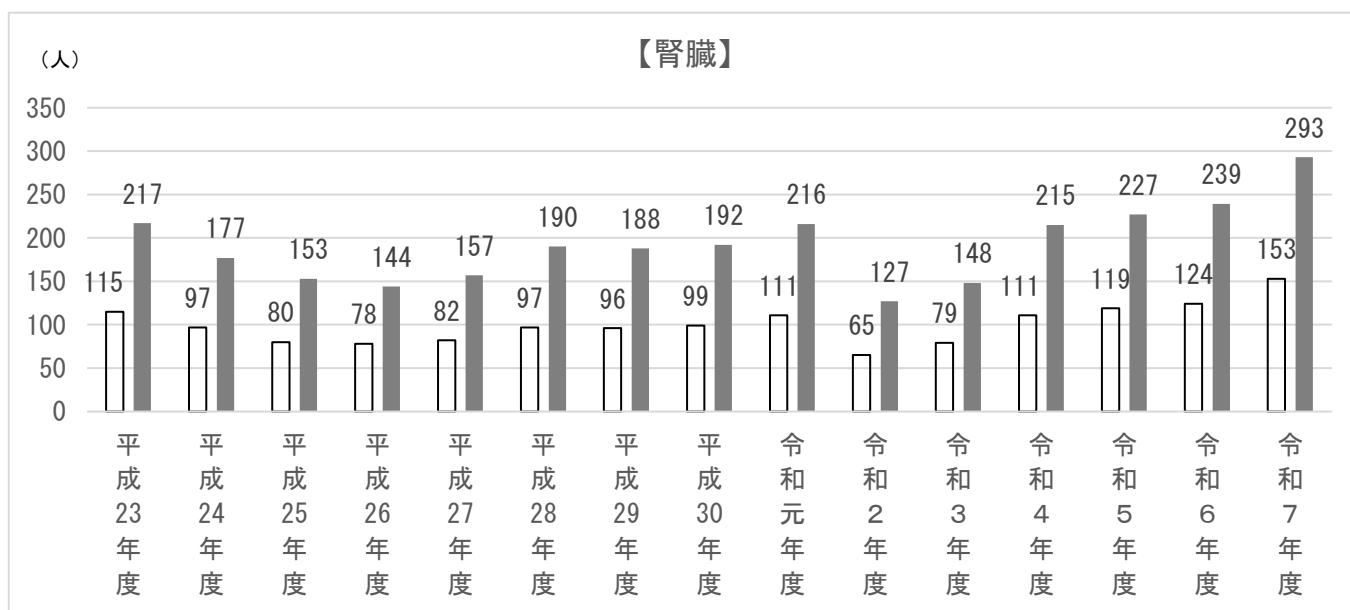
(注1) 平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和8年3月31日までの間において、心臓の提供者数の累計は1,083名、心臓の移植実施数の累計は1,082件となっている。



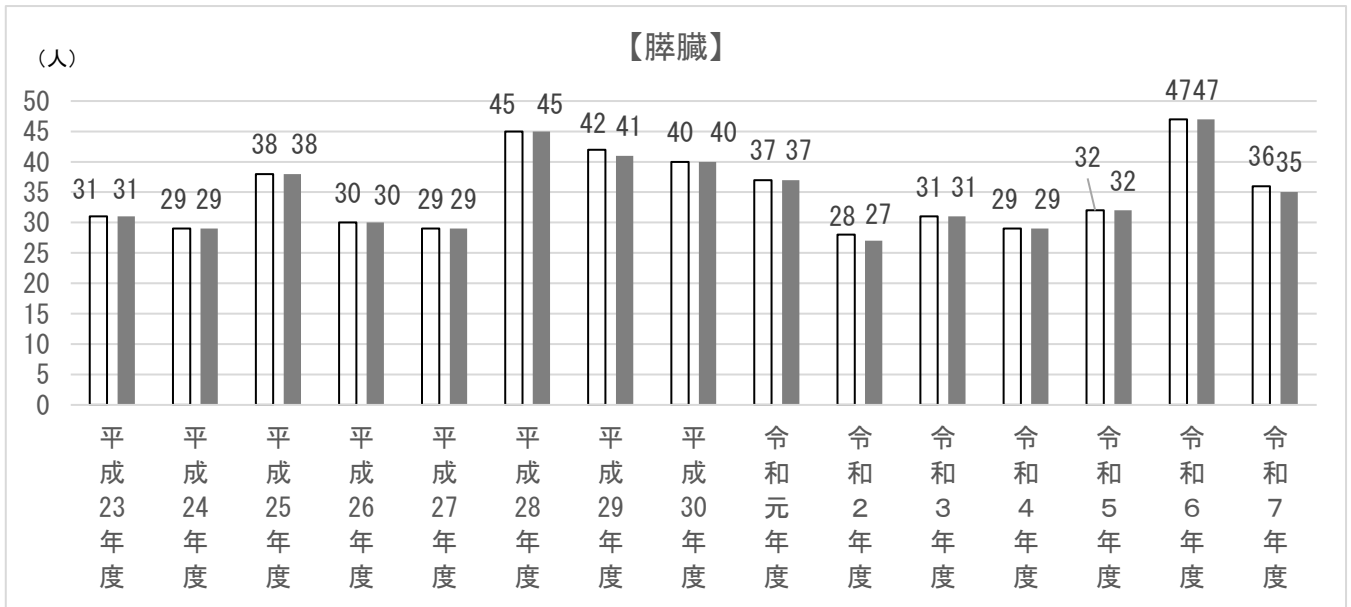
(注2) 平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和8年3月31日までの間において、肺の提供者数の累計は953名、肺の移植実施数の累計は1,180件となっている。



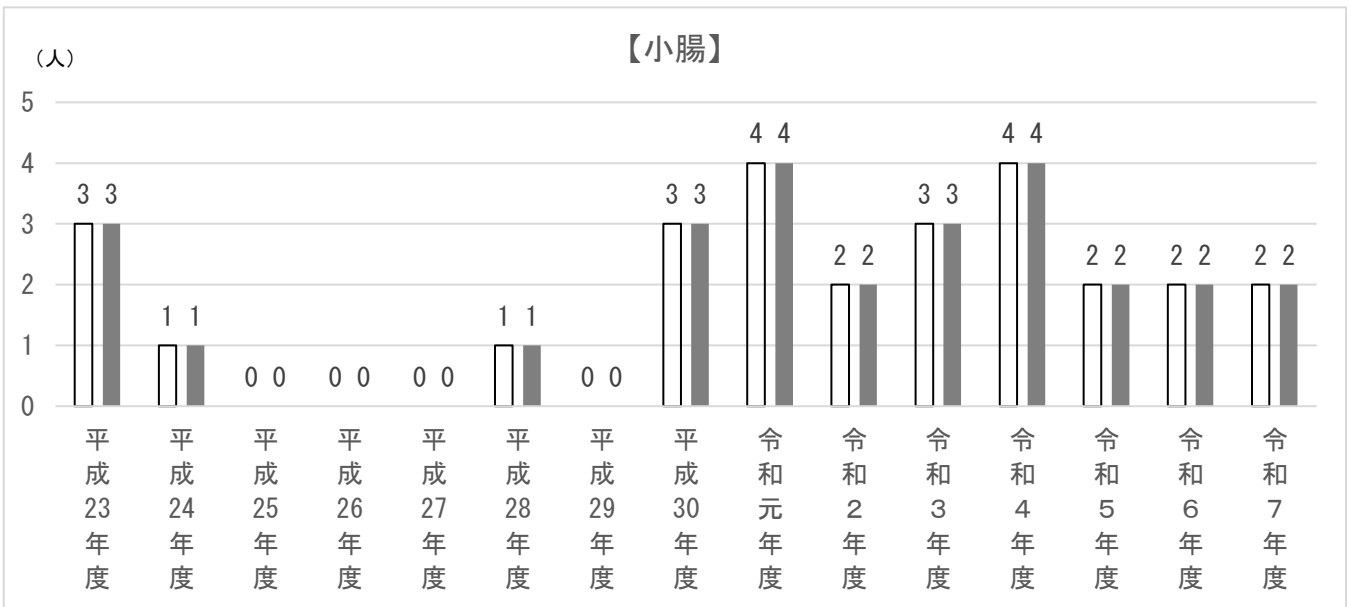
(注3) 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和8年3月31日までの間において、肝臓の提供者数の累計は1,140名、肝臓の移植実施数の累計は1,204件となっている。



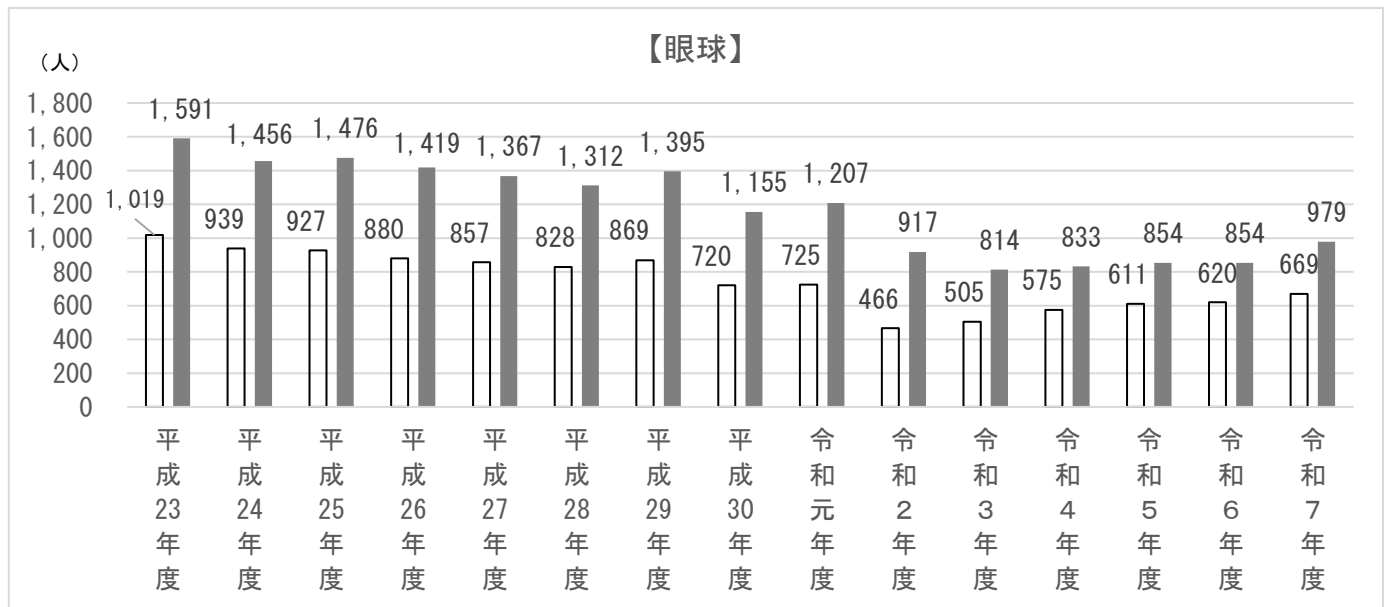
(注4) 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和8年3月31日までの間において、腎臓の提供者数の累計は2,740名となっており、そのうち脳死下の提供者数の累計は1,205名となっている。また、腎臓の移植実施数の累計は5,154件となっており、そのうち脳死した者の身体からの移植実施数の累計は2,350件となっている。



(注5) 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和8年3月31日までの間において、膵臓の提供者数の累計は620名となっており、そのうち脳死下の提供者数の累計は615名となっている。また、膵臓の移植実施数の累計は615件となっており、そのうち脳死した者の身体からの移植実施数の累計は611件となっている。



(注6) 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和8年3月31日までの間において、小腸の提供者数の累計は36名、小腸の移植実施数の累計は36件となっている。



- (注7) 平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)から令和8年3月31日までの間において、眼球の提供者数の累計は24,141名となっており、そのうち脳死下の提供者数の累計は544名となっている。また、眼球の移植実施数の累計は38,727件となっており、そのうち脳死した者の身体からの移植実施数の累計は999件となっている。
- (注8) 上記のほか、臓器移植法に基づき脳死判定は行われたが臓器提供に至らなかった者が10名いる(平成12年度、平成29年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度及び令和7年度の事例)。
- (注9) 各臓器の臓器提供者数及び移植実施数には複数臓器の提供者数及び移植実施数を含んでいる。なお、心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は累計で4件、膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は累計で537件、肝臓及び腎臓の移植実施件数のうち、肝腎同時移植は累計で76件、肝臓及び小腸の移植実施件数のうち、肝小腸同時移植は累計で4件となっている。
- (注10) 眼球以外はJOTが、眼球は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。

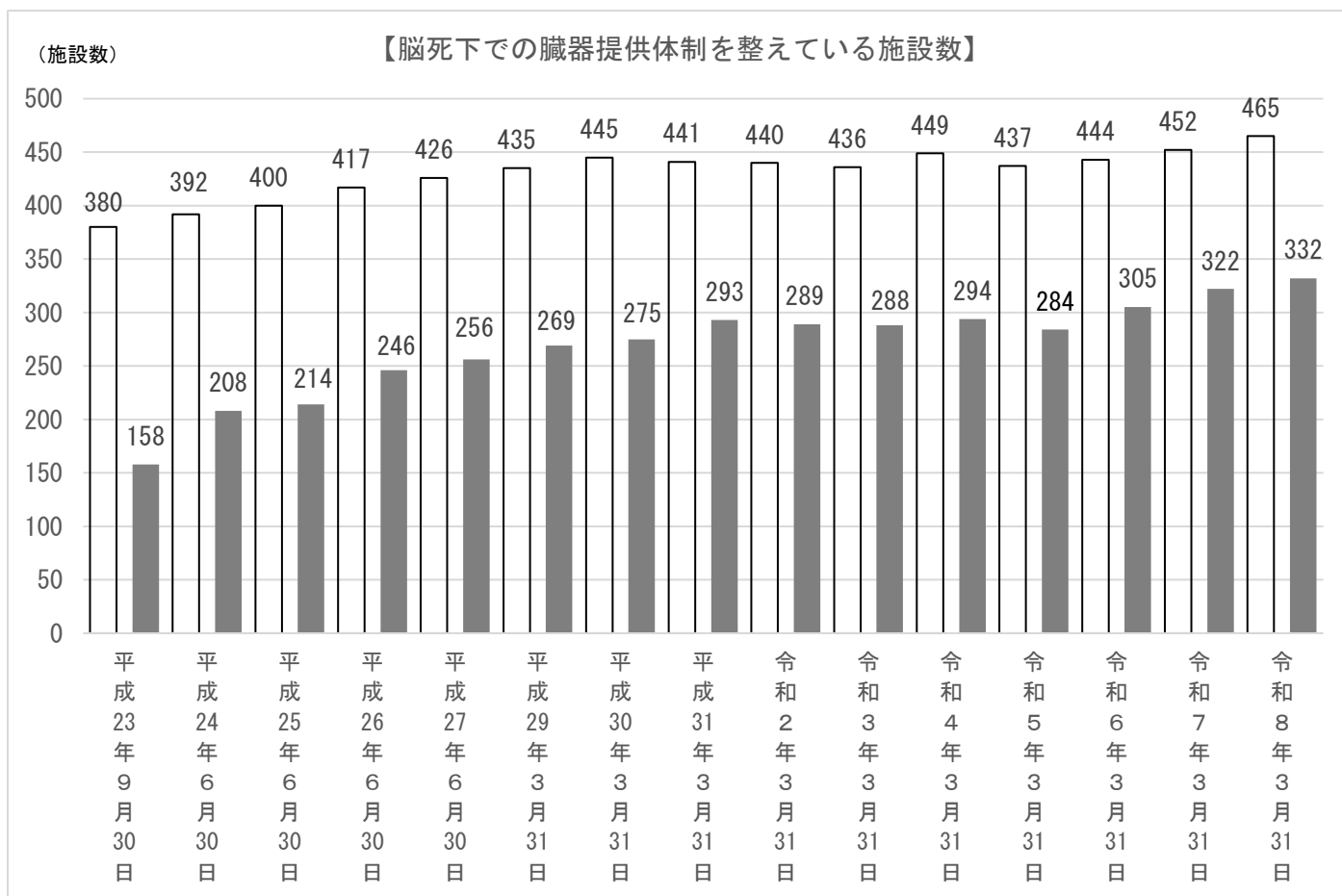
④ 生存率・生着率

○ 平成9年10月16日(臓器移植法施行日)以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する2年から5年の生存率及び生着率は、以下のとおりである。

	生存率				生着率			
	2年	3年	4年	5年	2年	3年	4年	5年
心臓	95.7%	94.7%	94.1%	93.1%	95.7%	94.7%	94.1%	93.1%
肺	84.9%	80.4%	76.8%	71.0%	84.8%	80.3%	76.4%	70.3%
肝臓	86.3%	86.0%	84.7%	83.4%	85.6%	85.2%	84.0%	82.4%
腎臓	95.3%	94.0%	92.5%	91.2%	87.9%	85.5%	82.7%	80.1%
膵臓	94.7%	93.6%	92.8%	91.8%	82.7%	79.6%	77.8%	76.0%
小腸	81.5%	81.5%	76.8%	66.5%	76.1%	76.1%	67.8%	58.8%

- (注1) 令和7年12月末日までに移植された者の令和8年3月31日時点の状況であり、JOTが算出したものである。
- (注2) 生存率とは「移植術を受けた患者のうち、一定期間後に生存している者の割合」、生着率とは「移植術を受けた患者のうち、移植された臓器が一定期間後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合」をいう。
- (注3) 心肺同時移植、肝腎同時移植、膵腎同時移植又は肝小腸同時移植を受けた患者の生存率及び生着率は、各臓器の生存率及び生着率の数値にそれぞれ反映されている。

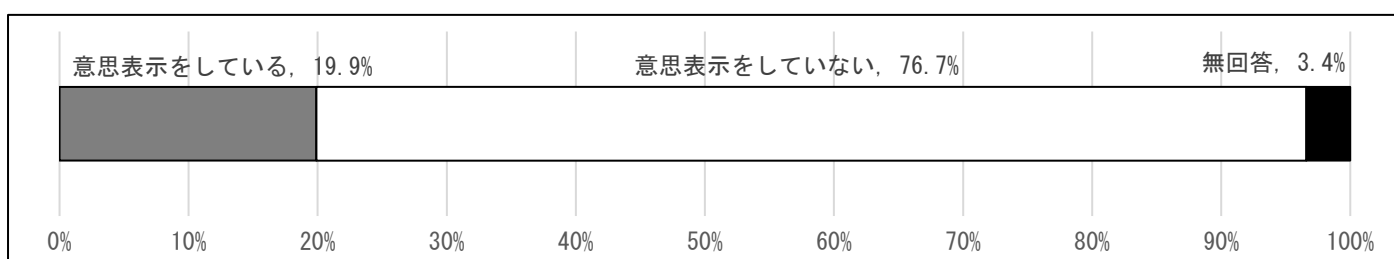
⑤ 脳死下での臓器提供体制を整えている施設数の推移（各日時点における左のグラフが脳死下での臓器提供体制を整えている施設数、右のグラフが18歳未満も含め臓器提供体制を整えている施設数）



（注1）臓器提供体制を整えている施設については、ガイドライン第4に規定する全ての条件（①臓器摘出の提供体制が確保されていること等、②適正な脳死判定を行う体制があること、③救急医療等の関連分野において高度の医療を行う施設であること）を満たす施設である。

（注2）18歳未満も含め臓器提供体制を整えている施設については、ガイドライン第4に規定する全ての条件を満たす施設のうち、ガイドライン第5に規定する全ての条件（①虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること、②児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること）を満たす施設である。

⑥ 臓器提供の意思表示の状況



（注）内閣府が令和7年7月に行った「移植医療に関する世論調査」（調査対象：全国18歳以上の者3,000人。有効回収数：1,515人。有効回収率：50.5%）における「あなたは、臓器提供の意思表示について、どのようにお考えですか。なお、ここでいう臓器提供の意思表示とは「臓器を提供する」という意思だけでなく、「臓器を提供しない」という意思も含まれます。」という質問に対する回答の割合を集計したものである。